

令和3年

第10回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和3年12月24日(金)

伊勢原市農業委員会

第10回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和3年12月24日（金） 午前9時55分～

2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄 |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文 |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一 |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美 |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

4 出席委員数

9名（その他、農地利用最適化推進委員 11名出席）

5 欠席委員

杉本 和彦

6 署名委員

麻生 伸一、市川 正美

7 議長

鈴木 雅之

8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・松本 拓也
- ・岸 好夫

9 傍聴者

なし

10 審 議 内 容 （開会 午前 9 時 5 5 分）

[事 務 局 長] 只今より第 10 回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はございません。欠席委員 1 名、9 名出席で、定足数に達していることを御報告いたします。

[議 長] それでは、只今から、第 10 回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、8 番・麻生 伸一委員と 9 番・市川 正美委員の両名をお願いをいたします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告 4 件、議案 5 件の計 9 件となっております。まず、報告より入ります。

[議 長] 報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。議案書の 1 ページから 3 ページをご覧ください。内訳は、高部屋地区で 5 件、伊勢原地区で 1 件、合計 6 件の届出を受理しています。いずれも第三者への斡旋の希望はありませんでした。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が 6 件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。お手元資料のとおり伊勢原地区の 1 件について、専決により届出を受理しましたので報告します。報告第 2 号の 1 については、一部を昭和 40 年代に、一部を平成元年頃に駐車場としたも

ので、駐車場として利用することに農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障ありません。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとときは、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり成瀬地区内の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。報告第3号の1については、生産緑地法第10条の規定による買取り申出がなされていた土地で、同法第7条から第9条までの行為の制限について、令和3年11月16日付けで解除されました。宅地造成を行うために届出がなされたものです。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で権利移動を伴う農地転用の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。大田地区で1件、伊勢原地区で2件の申請がありました。

報告第4号の1、申請人は、沼目3丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和3年12月2日、対象農地の明細は7ページです。沼目3丁目に2筆、合計面積は1,182平方メートルです。12月6日に事務局で現地調査を行い、ブロッコリー、ネギ、白菜等の作付けを確認しています。12月7日付け専決処分で証

明書を発行しました。

次に、報告第4号の2、申請人は田中にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和3年12月9日、対象農地の明細は8ページです。田中字ソヤタに1筆、同字クネハナに4筆、伊勢原4丁目に2筆、合計7筆、面積は4,006平方メートルです。12月10日に事務局で現地調査を行い、ブドウや梨の栽培を確認し、12月15日付け専決処分で証明書を発行しました。

報告第4号の3、申請人は東大竹にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和3年12月10日、対象農地の明細は9ページです。東大竹字粕上原に7筆、合計面積は652平方メートルです。12月15日に事務局で現地調査を行い、柿の栽培を確認できましたので、12月16日付け専決処分で証明書を発行しました。

[議長] 事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願が3件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 議事を進めます。議案第1号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この確認は相続税の納税猶予の20年経過の出口調査で、税務署の依頼により農業委員会が調査し、税務署に提出するものです。今回、平塚税務署から伊勢原地区で1件、比々多地区で1件、成瀬地区で2件、大田地区で2件の依頼がありました。

議案第1号の1、整理簿番号H13A046、特例農地の明細は、議案書の11ページです。対象者は岡崎にお住まいの方で、岡崎字谷田に3筆、同字野陣に1筆、合計4筆、面積2,569平方メートルを特例農地としております。12月10日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、水稻の刈込跡、白菜、ブロッコリー等の露地野菜の栽培を確認し、適正に管理がされていました。

次に、議案第1号の2、整理簿番号H13A016、特例農地の明細は、議案書の12ページから14ページです。対象者は、三ノ宮にお住まいの方で、三ノ宮字中尾崎に6筆、同字上尾崎に1筆、同字長城に7筆、同字吾妻山に1筆、合計15筆、面積9,591.05平方メートルを特例農地としております。12月15日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、みかんや栗、白菜、ブロッコリー等の

]

[事務局] 露地野菜の栽培を確認し、適正に管理がされていました。

議案第1号の3、整理簿番号H13A026、特例農地の明細は、議案書の15ページです。対象者は桜台2丁目にお住まいの方で、下糟屋字菖蒲田に1筆、同字塚越に2筆、合計3筆、面積1,653平方メートルを特例農地としております。12月15日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、水稻の刈込跡、白菜、大根等の露地野菜の栽培を確認し、適正に管理がされていました。

議案第1号の4、整理簿番号H13A029、特例農地の明細は、議案書の16ページから17ページです。対象者は、下糟屋にお住まいの方で、下糟屋字菖蒲田に1筆、同字稲荷田に8筆、合計9筆、面積3,887平方メートルを特例農地としております。12月15日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、水稻の刈込跡、植木の育成植栽を確認し、適正に管理がされていました。

議案第1号の5、整理簿番号H13A017、特例農地の明細は、議案書の18ページから20ページです。対象者は小稲葉にお住まいの方で、小稲葉字畠合に5筆、同字細町に2筆、同字一ツ橋に5筆、同字谷堺に1筆、同字流作に3筆、下谷字大長に1筆、合計18筆、面積7,270平方メートルを特例農地としております。12月10日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、水稻の刈込跡、白菜、大根等の露地野菜の栽培を確認し、適正に管理がされていました。

議案第1号の6、整理簿番号H13A018、特例農地の明細は、議案書の21ページから22ページです。対象者は小稲葉にお住まいの方で、小稲葉字沖に11筆、合計面積3,630平方メートルを特例農地としております。12月10日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、水稻の刈込跡を確認し、適正に管理がされていました。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 12月10日に現地を調査しました。それぞれ農地として適正に管理されていることを確認いたしました。

[議長] 次に、議案第1号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 12月15日に事務局と現地確認しました。事務局の説明のとおり問題がないと判断いたしました。

[議長] 次に、議案第1号の3につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 次の議案第1号の4と併せて報告します。12月15日に事務局と私で現地を確認しました。また、12月20日に地区委員4名で現地を確認しましたが、事務局の説明のとおりで、全く問題はございませんでした。

[議長] 次に、議案第1号の5につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 次の議案第1号の6と併せて報告します。12月10日に事務局と、12月22日に地区委員4名で現地を確認しました。事務局の説明のとおり、特に問題なく管理されていまして。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」といたします。

[議長] 議案第1号の2について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の2について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] 議案第1号の3について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の3について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の3については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] 議案第1号の4について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の4について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の4については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] 議案第1号の5について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の5について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の5については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 議案第1号の6について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の6について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の6については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、伊勢原地区で2件、大田地区で1件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は1番です。併せて公図をご覧ください。申請地は岡崎字野陣の2筆、同字天神下の3筆、合計5筆、面積は、4,087平方メートルの畑です。今回、規模拡大のため有償にて所有権を移転します。譲渡人、譲受人とも岡崎にお住まいの方です。譲受人世帯の経営農地面積は、3,377平方メートルなので、下限面積の特段の面積の30アールを超えているので農地取得に支障はありません。

12月13日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人が経営している農地については、水稻の刈込跡等を確認しており、適正に管理されていました。また、農機具の保有も確認しています。取得する農地には、ジャガイモ、薩摩芋、露地野菜を作付けする予定

[事務局] です。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号の該当事項はありませんでした。

次に、議案第2号の2、図面番号は2番です。併せて公図をご覧ください。申請地は岡崎字野陣の1筆、同字天神下の2筆、合計3筆、面積は、3,533平方メートルの畑です。今回、規模拡大のため有償にて所有権を移転します。譲渡人は前号と同じ方で、譲受人は厚木市の方です。譲受人世帯の経営農地面積は、2,026平方メートルで、権利の取得後、下限面積の特段の面積の30アールを超えるので農地取得に支障はありません。12月13日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人が経営している農地については、オリーブ等が栽培されており、適正に管理されていました。また、農機具の保有も確認しています。取得する農地には、ジャガイモ、薩摩芋、露地野菜を作付けする予定です。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号の該当事項はありませんでした。

次に、議案第2号の3、図面番号は3番です。併せて公図をご覧ください。申請地は、沼目字配合の1筆、面積は903平方メートルの田です。今回、規模拡大のため有償にて所有権を移転します。譲渡人は、沼目4丁目にお住いの方で、譲受人は沼目5丁目にお住まいの方です。譲受人世帯の経営農地面積は、9,669平方メートルで、下限面積の特段の面積の30アールを超えているので農地取得に支障はありません。12月20日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人が経営している農地については、水稻の刈込跡、ブロッコリー、白菜等が栽培されており、適正に管理されていました。また、農機具の保有も確認しています。取得する農地には、水稻を作付けする予定です。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号の該当事項はありませんでした。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 12月21日に地区委員4名で現地を確認いたしました。事務局の説明のとおりで、特に問題はございませんでした。

[議長] 次に、議案第2号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 議案第2号の1と同じ地権者ですが、こちら、12月21日に地区委員4名で現地を確認いたしました。事務局の説明のとおりで、特に問題はございませんでした。

[議長] 次に、議案第2号の3につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 12月10日に事務局と、12月22日に地区委員4名で現地を確認しましたが、特に問題はないと思われま。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 議案第2号の2について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 議案第2号の3について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の3について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の3については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地を自ら農地以外のものにする場合について、農業委員会の意見を求めます。今回、1件の申請がありました。

議案第3号の1、図面番号は4番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、岡崎字御嶽の一部、面積218平方メートルのうち、99平方メートルを貸駐車場として転用するものです。申請人は、岡崎の方です。申請理由は、申請地の北側にある既存駐車場に8世帯のアパートを建設するに伴い、新たに駐車場6台分を用意することになり、最も至近の適地として転用申請するものです

申請地の立地基準は、前面道路に上水道と公共下水道が敷設されており、また、申請地から500メートル以内に公園や医療機関や教育施設が2つ以上あるため、第3種農地と判断されます。一般基準及び個別基準については、敷地内は碎石を敷き雨水対策とします。駐車場の周囲は、コンクリートブロックで区切り、土砂等の流失を防ぎます。計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は、500平方メートル未満であるため該当しませんが、申請時に関係各課と事前協議を行い、特に指摘事項はありませんでした。12月14日に県担当者の現地調査を受け、現時点で特に指摘事項もなく、手続き終了後、県知事に副申します。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 12月21日に地区委員4名で現地を確認しましたが、特段、問題はないと判断いたしました。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第3号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外のものにする場合について、農業委員会の意見を求めます。今回、1件の申請がありました。
議案第4号の1、図面番号は5番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は、岡崎字天神下の5筆、面積は、2,151平方メートルで、北側は住宅、西側はバッティングセンター、南側は畑、東側は市道となっています。譲渡人は市内岡崎の方です。譲受人は隣接のバッティングセンターの運営会社です。この娯楽施設には、既存に普通車駐車場37台分がありますが、進入路が幅員4メートルの開発道路しかなく、集客上の弱点となっていました。バッティングセンターの打席数は9打席ですが、順番待ちのお客様からキャッチボール程度ができる広場を要望する声があり、既存駐車場の一部を自由練習場として活用し、普通車16台分と野球チーム等のマイクロバス5台分の駐車場用地として転用申請するものです。

[事務局] なお、東側の幅員2.5メートルの市道は、6メートルに自費で拡幅する計画となっています。申請地の立地基準は、前面道路に上水道と公共下水道が敷設されており、また申請地から500メートル以内に公園や医療機関や教育施設が2つ以上あるため、第3種農地と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、周囲を単管パイプで囲み、駐車区画はトラロープで区切ります。敷地は砂利敷舗装、雨水は浸透トレンチ管を敷設してオーバーフロー分を排水路に接続します。計画としては周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です。12月16日に、県担当者の現地調査を受け、翌17日には、県から9項目の指摘事項がございました。申請代理人に伝えたところ、順次、追加資料の提出をするとの回答を得ています。手続き終了後、県知事に副申します。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第4号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 12月21日に地区委員4名で現地を確認しました。事務局の説明のとおり進入路の問題がございまして、拡幅して対応したいとのことでした。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第4号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

[委員] 既存の駐車場が37台分あるということでしたけど、キャッチボールをやるスペースを除くと、残りは何台分のスペースになるのでしょうか。

[事務局] 図面では17台分が潰れるので、新たに16台分を確保する計画でございます。

[委員] 案内図の転用済み部分の左上に駐車場がありますが、そこはバッテリーセンターの駐車場ではないですね。

[事務局] ここは他の一般駐車場でございます。

[議長] 12月17日に県から9項目の指摘があったということですが、どのような指摘があったか教えてください。

[事務局] (担当者が指摘事項を読み上げ)
代理人からは、順次対応するとの返事をいただいております。

[議長] 資料として、順次提出するということですか。

[事務局] 一部は口頭で回答をいただいておりますが、県に資料を提出する関係上、全て文書で回答をいただくことになっております。

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第4号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手多数 】

[議長] 挙手多数。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。お手元資料にあります4件の申出について、御審議をお願いします。

議案第5号の1及び同2の高部屋地区、西富岡字下ノ田の2筆、2,189平方メートルについて説明申し上げます。受け手は、30アール以上の耕作を行っており、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えられます。次に、議案第5号の3の高部屋地区、日向字落合の1筆、1,172平方メートルについて、説明申し上げます。受け手は、30アール以上の耕作を行っており、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えられます。

次に、議案第5号の4の成瀬地区、高森字北清水の1筆、330平方メートルについて説明申し上げます。受け手は、伊勢原市による青年等就農計画の認定を受けており、また、認定農業者の基で研修を受

けた新規就農者です。借り受けた農地は、花き類の苗物生産に資されます。以上、御審議をお願いします。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第5号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第5号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 挙手全員。よって、議案第5号については、「原案のとおり認める」といいたします。以上をもちまして、第10回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【 11時03分 終了 】